

都城信用金庫の

# 現況

## *DISCLOSURE*



おかげ祭り

2014.7





## プロフィール

名 称	都城信用金庫
本店所在地	〒885-0072 都城市上町6-10
電 話 番 号	0986-23-2880
創 立	明治34年12月12日
店 舗 数	9店舗（うち出張所1店舗）
会 員 数	8,239人
出 資 金	6億26百万円
総 資 産	504億31百万円
預 金 残 高	483億51百万円
貸 出 金 残 高	236億62百万円
自己資本比率	7.25%
役 職 員 数	常勤役員5人、職員73人
営 業 地 域	都城市、宮崎市、北諸県郡、小林市、えびの市、西諸県郡 曽於市、志布志市志布志町、志布志市松山町

(平成26年3月31日現在)

## 目 次

ごあいさつ.....	1	金融ADR制度への対応.....	10	都城信用金庫のあゆみ.....	20
当金庫の経営方針.....	2	反社会的勢力に対する基本方針.....	11	信金中央金庫のご案内.....	20
主要な業務の内容.....	3	利益相反管理方針.....	11	店舗一覧.....	21
総代会.....	4	リスク管理への取組み.....	12	資料編.....	22
事業の概況(平成25年度).....	6	不良債権への対応.....	13	バーゼルⅢについて.....	31
地域貢献.....	8	商品・サービスのご案内.....	15	自己資本の充実の状況について.....	32
法令等遵守の体制.....	10	組織.....	19	開示項目一覧.....	41
金融商品に係る勧誘方針.....	10	役員の状況.....	19		

# ごあいさつ



皆様には、平素より都城信用金庫をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

本年も当金庫の経営内容をご理解いただくために、ディスクロージャー誌「都城信用金庫の現況」を作成いたしました。本誌では、当金庫の経営方針や財務内容をはじめ、業務内容、地域貢献活動等について、わかりやすくご案内させていただいておりますので、ご高覧くだされば幸いに存じます。

平成25年度の日本経済は、デフレ脱却と経済再生をめざすアベノミクスの推進により、円安・株高の進行などから景気は緩やかな回復を続け、こうした中、輸出関連企業や内需関連産業等大手企業を中心に業績は大幅に改善し、長引くデフレからの脱却と経済再生への歩みが現実のものになってきていると思われます。

しかしながら、当都城、北諸県地区においては、一部に持ち直しの動きがありますが、当金庫の取引先である中小零細企業は、円安による原材料高騰や大手チェーン店等との価格競争激化により、収益力の低下に歯止めがかかるなど、厳しい経営を強いられている状況であります。

こうした中、地元金融機関である都城信用金庫は、地域金融機関の使命であります地元企業、地域住民の金融ニーズに適切に対応する、「お客様第一主義」を経営の基本姿勢として業務に取組んでまいりました。

また、地域金融機関としての使命を果たすべく、「財務体質」の強化に取り組んでまいりました結果、おかげさまで、平成25年度の決算において、適正な収益を確保することができましたことは、ひとえに地域のお客様のお力添えの賜物と感謝しております。

平成26年度におきましても、これまで以上に厳しい経営環境が続くものと予想されますが、地域金融機関の使命を第一に果たすべく、地域経済への貢献、地元中小企業への適切な経営支援、顧客保護等、地域金融機関に求められている経営課題を重視した業務展開を実施してまいります。また、お客様との共存共栄を目指し、より存在感・信頼感がある信用金庫となるべく、全役職員一丸となって持てる力を結集するとともに、強固なコンプライアンス態勢を構築し、金庫経営を透明化、効率化することによって、お客様の信頼を揺るぎないものとするように努めてまいる所存でございます。

今後とも、従来同様、変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成26年7月  
理事長 岸 良 徹 朗

# 当金庫の経営基本方針・経営基本姿勢

## 【経営基本方針】

私たちは金庫職員として、お客様との共存共栄を基本理念とし、親切・信頼・正確をモットーに業務を行い、もって地域社会の経済的文化的発展に貢献する。

## 【経営基本姿勢】

1. 財務体質の強化
2. 営業基盤の強化
3. 店舗統廃合等による経営の効率化
4. 顧客保護管理態勢の強化
5. 法令等遵守態勢の強化
6. 中小企業金融円滑化法期限到来後の継続的対応
7. リスク管理態勢の強化
8. 内部監査態勢の強化

### ■ 地域密着型金融推進計画

地域密着型金融とは、「金融機関が長期的な取引関係により得られた情報を活用し、対面交渉を含む質の高いコミュニケーションを通じて融資先企業の経営状況等を的確に把握し、これにより中小企業等への金融仲介機能を強化するとともに、金融機関自身の収益性向上を図ること」です。

当金庫では、平成15年度から、事業再生・中小企業金融の円滑化、経営力の強化、地域の利用者の利便性向上に資する取組み等を実施し、機能面や組織の強化に努めています。

めてまいりました。

今後も、引き続き恒久的な取組みとして、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」「中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」「協同組織金融機関としての取組み」を柱とする「地域密着型金融推進計画」を策定し、より良質な「金融サービス・機能」の提供を通じて、活力ある豊かな地域社会の実現に貢献していきたいと考えております。

### ■ 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫の原点である相互扶助の精神に基づき、地域経済への貢献、地元中小企業への適切な経営支援、顧客保護等、地域金融機関としての機能を十分発揮しつつ、地域との絆を一層深めるために積極的に取組んで参ります。

【経営支援先企業への経営改善計画書策定支援】  
・経営支援先の経営改善計画書、資金繰り表等、真摯に

議論のうえ、策定支援して参ります。

・お客様からの貸付条件の変更等の申出に対しては、これまでと同様真摯な対応を心がけ、顧客が抱える問題・課題を十分把握したうえで、その解決に向けて取組んで参ります。

### ■ 貸出金運営についての考え方

当金庫は協同組織の原点である相互扶助の精神の下、地域社会の繁栄を目標にFace to Faceの活動により信用金庫業務の公的使命を、貸出業務を通じて実践しています。中小企業や個人事業者の皆様には地域金融機関として幅広いニーズに的確に対応できるように無担保・無保証商品をはじめとして各種制度融資など融資商品の充実を図り、迅速なサービスに努めています。

個別の融資に際しましては、地域に密着した渉外活動

を通じ、地元で育んだ、活きた情報の収集に努め、お客様の信用状態や事業計画などを十分検討した上で、保証人・不動産担保の設定をしていただくなどお客様保護の立場から貸出金債権の保全を図っています。

今後とも地元金融機関としての使命に基づき、事業資金、住宅ローンなど豊富な金融商品を取り揃え、お客様の多様化するニーズにきめ細かくお応えしてまいりたいと考えております。

# 主要な業務の内容

## ■預金業務

皆様の大切なお金を、安全・有利にお預かりします。お財布がわりにご利用いただける普通預金・貯蓄預金、お利息の有利な定期預金、将来に向けての資金づくりのための定期積金など、目的に応じたさまざまな商品をご用意しております。

皆様の大切なお金を、安全により有利に、幅広く運用していただるために、今後とも商品の充実とサービスの向上に努力いたします。

## ■融資業務

当金庫の基本方針である「地域社会の経済的文化的な発展に貢献する」をモットーに皆様のお役に立つ資金をご融資します。企業の合理化・活性化に向けた運転・設備資金、個人の方には住宅資金や生活消費資金など、ご用途に応じた各種の制度資金や消費者ローンをご用意して、資金需要に積極的にお応えしております。

## ■為替業務

全国の金融機関への資金の送金や振込、また、手形・小切手などの代金取扱いをしております。当金庫の各営業店は、全国信用金庫データ通信システム、全国銀行データ通信システムによる為替網を通じて全国の信用金庫、銀行等の民間金融機関とオンラインで結ばれています。

お取扱いは迅速かつ正確です。また、ATMに振込機能を付加し利便性の向上が図れるようにいたしております。なお、外国為替は信金中央金庫を取り次ぎとして、外国送金等も行っております。

## ■代理業務

信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構などの代理業務を通じて、

当金庫独自のご融資のほかに積極的に皆様への資金提供に取組んでおります。

## ■有価証券投資

預金の支払準備や資金運用のため、国債、地方債、社債、

株式、その他の証券に投資しております。

## ■保険業務

住宅ローンをご利用されるお客様に、住宅火災保険「しんきんグッドすまいる」のお取扱いをしております。充実した補償内容で大切なマイホームにぴったりの保険です。ゆとりある老後資金を準備したい方に「しんきんらいふ年金F」のお取扱いをしております。保険料を据置また

は積立し、所定の年齢から年金としてお受取りできます。さらに、住宅ローンをご利用されるお客様が病気やケガで働けなくなった期間の返済を支援する「しんきんグッドサポート」や標準傷害保険「しんきんの傷害保険」のお取扱いをしております。

## ■付帯業務

- ・国債等の窓口販売（個人向け国債を含む）
- ・債務の保証
- ・しんきん電子記録債権サービス

- ・保護預り及び貸金庫業務
- ・スポーツ振興くじtotoの払戻

# 総代会

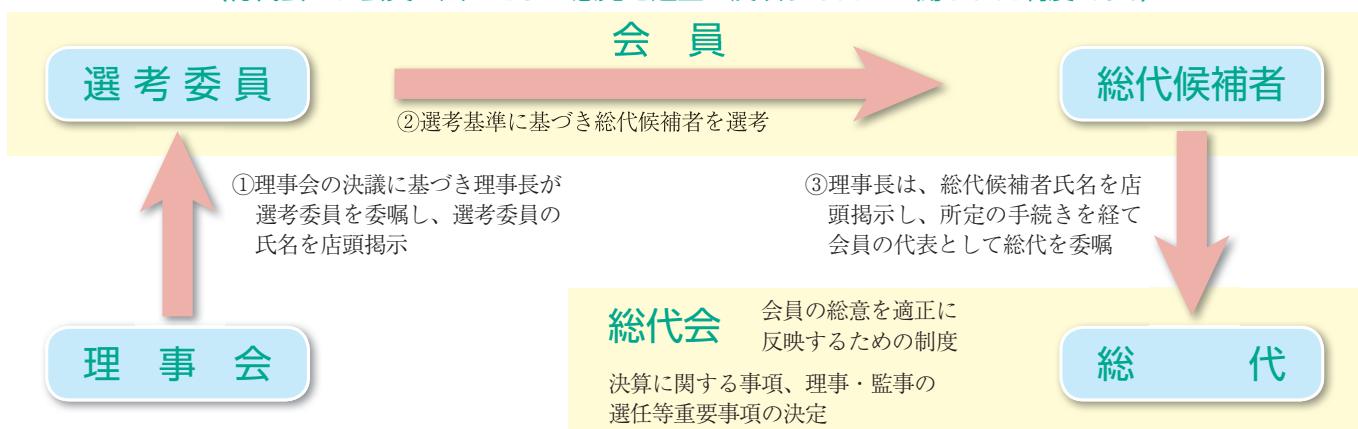
## ■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

〈総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。〉



## ■ 総代名簿一覧（平成26年7月1日現在 都城信用金庫 総代60名）

なお、お名前の記載につきましては、個人情報の観点からご承諾をいただいております。

選任区	管 脇	人 数	氏 名							
1区	本 店	6	山下 俊和	前原 正嗣	下森 康玄	山下 俊介	中村 良一	高野 俊三		
2区	本 店	6	川崎 猛	遠武 弘蔵	澤井 愛造	鳥丸 博史	上野 義信	竹元 昭一		
3区	本 店	4	井上 次郎	大矢 征生	岩満芳太郎	天川 俊治				
4区	沖水支店	4	上池 尚男	久保 直重	今村 八郎	西 憲五				
5区	高城支店	4	西畠 文稔	田中 修一	高橋 庸峰	谷村 一成				
6区	鷹尾支店	10	寺澤 孝文 栗山 孝男	新原 正弘 土持 吉之	村田 隆弘 田中 弘	本城 昇 野元 勇作	釣村 行夫	畠中美津春		
7区	祝吉支店 郡元出張所	6	奥津貞一郎	堀之内隆志	森山 武郎	神脇 清照	松尾 義孝	矢野 司		
8区	一万城支店	5	和田 次男	猪八重幸一	稻元 千明	拔迫 正春	立元 一成			
9区	三股支店	10	東村 和往 佐土平澄則	野口 英治 森 廣	戸高美津雄 上水 漸	黒木 忠仁 谷山 美善	木佐貫良彦	松元 國良		
10区	高崎支店	5	黒原 勝憲	前田 利徳	宇都秀一郎	迫間 輝彦	西 憲継			

## ■ 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定年

- ① 総代の任期は3年です。
- ② 総代の定年は75歳です。
- ③ 総代の定数は50人以上80人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、平成26年6月30日現在の総代数は60名で会員数は8,237人です。

### (2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は総代候補者選考基準（注）に基づき、下図の手続きを経て選任されます。



### 《異議申し出について》

総代候補者のうち、総代になることについて異議がある場合は、公告後2週間以内に申し出ることができます。異議を申し出た会員が、当該選任区域の会員数の3分の1に達したときは、総代候補者選考委員は当該総代候補者に代えて、他の総代候補者を選考しなければならない。

但し、当該総代候補者の数がその当該選任区域の2分の1未満のときは、再選考を行なわないことができる。

## ■ 第86期通常総代会の決議事項

平成26年6月25日第86期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり了承されました。

- 【報告事項】**
- ・第86期（平成25年度）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告並びに監査報告
  - ・員外監事就任時における法令違反
  - ・不祥事件概要

- 【決議事項】**
- ・第1号議案 剰余金処分案



# 事業の概況（平成25年度）

## ■事業の方針

当金庫は、平成25年度においても、相互扶助の理念に基づく協同組織の地域金融機関としての原点を踏まえ、地域経済への貢献、地元中小企業への適切な経営支援、顧客保護、利便性の向上等に積極的に取り組み、お

- 財務体質の強化
- 顧客保護管理態勢の強化
- リスク管理態勢の強化
- 営業基盤の強化
- 法令等遵守態勢の強化
- 内部監査態勢の強化
- 店舗統廃合等による経営の効率化
- 中小企業金融円滑化法期限到来後の継続的対応

客様第一主義を徹底し、信頼される地域金融機関として、前年度に引き続き「財務体質の強化」を最重要課題とする次の施策を推進しました。

## ■償却及び引当の方針

金庫の定める「自己査定基準」「償却引当基準」及び金融庁の「検査マニュアル」に基づき、回収の危険性ま

たは価値の毀損の度合いに応じて資産を分類し、適正な償却・引当を行い、健全性を確保しました。

## ■金融経済環境

平成25年度の日本経済は、デフレ脱却と経済再生をめざすアベノミクスの推進により、円安・株高の進行などから景気は緩やかな回復を続け、こうした中、輸出関連企業や内需関連産業等大手企業を中心には大幅に改善し、長引くデフレからの脱却と経済再生への歩みが現実のものになってきていると思われます。

しかしながら、当都城、北諸県地区においては、一部に持ち直しの動きがありますが、当金庫の取引先である中小零細企業は、円安による原材料高騰や大手チェーン店等との価格競争激化により、収益力の低下に歯止めがかからないなど、厳しい経営を強いられている状況であります。

こうした中、地元金融機関である都城信用金庫としては、財務体質を強化するために「収益力の強化」と「不良債権の処理」を通じて、経営体質の健全性の向上を図るための経営努力を積み重ね、地域金融機関として、「顧客保護を重視した法令等遵守態勢の強化」、「中小企業金

融円滑化法期限到来後の継続的対応」を目指す取組を進めてまいりました。

お客様からの申し出に対し、実情に応じた対応に努めることはもとより、地域の中小企業への金融支援、経営改善支援、資金繰りの円滑化に全力で取組んでまいりました。

その結果、地域金融機関としての使命であります地域貢献全般については、一定の前進はあったものの、いまだ満足な水準に到達したとは言えず、今後とも使命達成に向けて、努力していかなければならないと考えております。

一方、財務基盤の強化については、業務の主要な柱である預金、貸出金とともに、地域経済の低迷等、極めて厳しい環境の中、前期を多少上回ることができました。今後とも地域に根ざした金融機関の地位の維持向上を図る上で、経営基盤の強化と、預金・貸出金の増強は不可避であり、役職員一丸となり真摯に取組んでまいります。

## ■業績等

平成25年度も、地域金融機関の使命を第一に果たすべく、経営努力、業務推進に取組んでまいりましたが、預金積金の期末残高は48,351百万円で、前期末比170百万円 0.35%の増加、貸出金についても、期末残高23,662百万円 前期末比259百万円 1.10%の増加と、預貸金とも微増にとどまる結果となりました。

損益面では、経常利益211百万円、当期純利益160百万円となりました。

また、平成25年10月に北原支店を本店営業部に統合したほか、郡元支店を祝吉支店郡元出張所に種類変更し、経営の効率化を進めました。

## ■事業の展望及び対処すべき課題

現在、当金庫を取り巻く環境は、外部的には金融機関競争の激化や地域経済の停滞などの影響により、預貸率や貸出金利の低下を招いております。また、内部的には、余資運用資金の運用難や経費の高止まり等から、依然として収益面では厳しい状況であります。

このような状況を踏まえ、平成26年度から新たにスタートする中期経営計画では、財務体質の強化に向けて、①営業推進態勢の強化、②与信管理態勢の強化、③人材

育成の徹底を経営指針に掲げ、具体的施策に取り組んでいきます

また、お客様との共存共栄を目指し、より存在感・信頼感がある信用金庫となるべく、全役職員一丸となって持てる力を結集し努力してまいる所存であります。さらに、強固なコンプライアンス態勢を構築し、金庫経営をより透明化、効率化することによって、お客様の信頼を揺るぎないものにするよう努めてまいります。

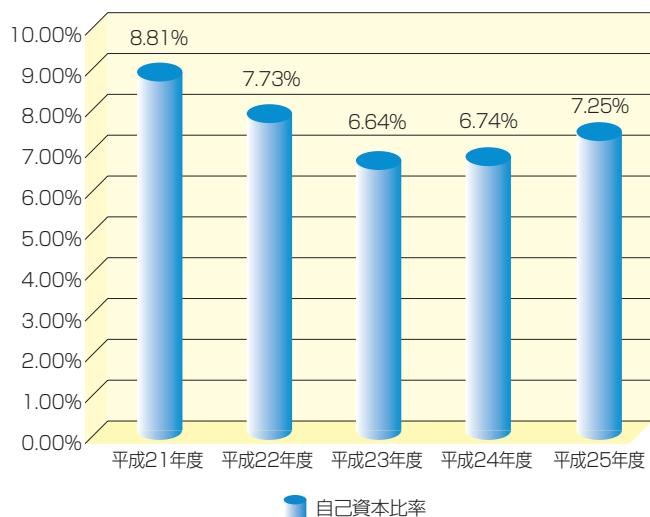
## ■直近の5事業年度における主要な事業の状況

(単位：千円)

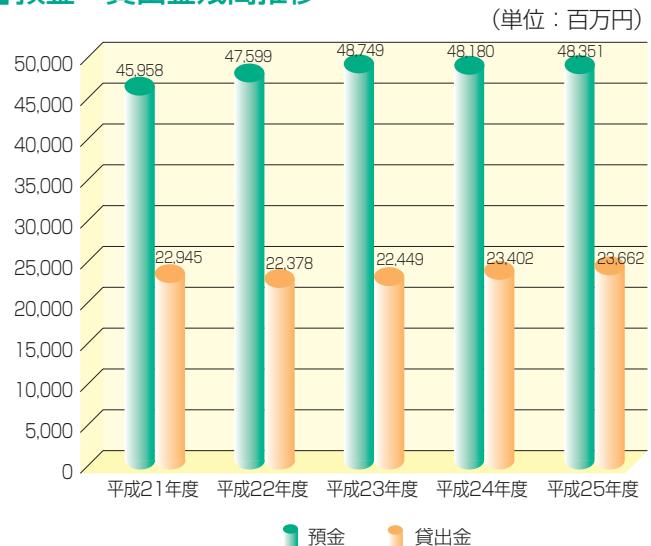
項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	1,163,279	1,083,066	1,054,958	1,093,269	1,093,549
経常利益	70,296	△184,610	△200,288	91,967	211,911
当期純利益	45,323	△248,969	△237,185	76,558	160,697
出資総額	618,432	625,705	630,350	629,507	626,797
出資総口数	12,368,656口	12,514,116口	12,607,012口	12,590,152口	12,535,942口
純資産額	1,885百万円	1,604百万円	1,385百万円	1,487百万円	1,660百万円
総資産額	48,185 //	49,523 //	50,385 //	49,886 //	50,236 //
預金積金残高	45,958 //	47,599 //	48,749 //	48,180 //	48,351 //
貸出金残高	22,945 //	22,378 //	22,449 //	23,402 //	23,662 //
有価証券残高	10,187 //	9,690 //	9,945 //	10,153 //	10,935 //
単体自己資本比率	8.81%	7.73%	6.64%	6.74%	7.25%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	7,793千円 (1円)	12,240千円 (1円)	12,325千円 (1円)	12,448千円 (1円)	12,352千円 (1円)
役員数	10人	10人	10人	10人	10人
うち常勤役員数	5人	5人	5人	5人	5人
職員数	81人	79人	76人	71人	73人
会員数	8,097人	8,257人	8,284人	8,290人	8,239人

(注) 総資産額は債務保証見返りを除いております。

## ■単体自己資本比率推移



## ■預金・貸出金残高推移



## ■当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、都城市と北諸県郡三股町を主な営業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互い助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めてまいります。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。



### 預金積金に関する事項 (地域からの資金調達の状況)

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、「定期積金」をメイン商品として、渉外係の集金という接点でお客様のご自宅、事業所に伺い、いろいろなご要望にお応えしております。

信用金庫の原点である「face to face」に徹し、お客様の生活設計、資産形成、事業の発展に寄与できる商品をご提案申し上げております。

取扱商品についてはP15、預金の内訳についてはP27、28をご覧下さい。

預金積金残高 **[483億51百万円]**

### 今期(平成26年3月期)決算に関する事項

厳しい経済環境の中、より一層の経営の合理化・効率化を推進した結果、26年3月期は業務純益154百万円、当期純利益160百万円を計上致しました。

今後も積極的な業務展開と安定的な収益確保により、「安心と信頼」のさらなる向上に努めてまいります。

なお、自己資本比率は、国内基準（4%）を上回る7.25%となりました。

詳細については、P24、P35をご覧下さい。

### 貸出金(運用)に関する事項 (地域への資金供給の状況)

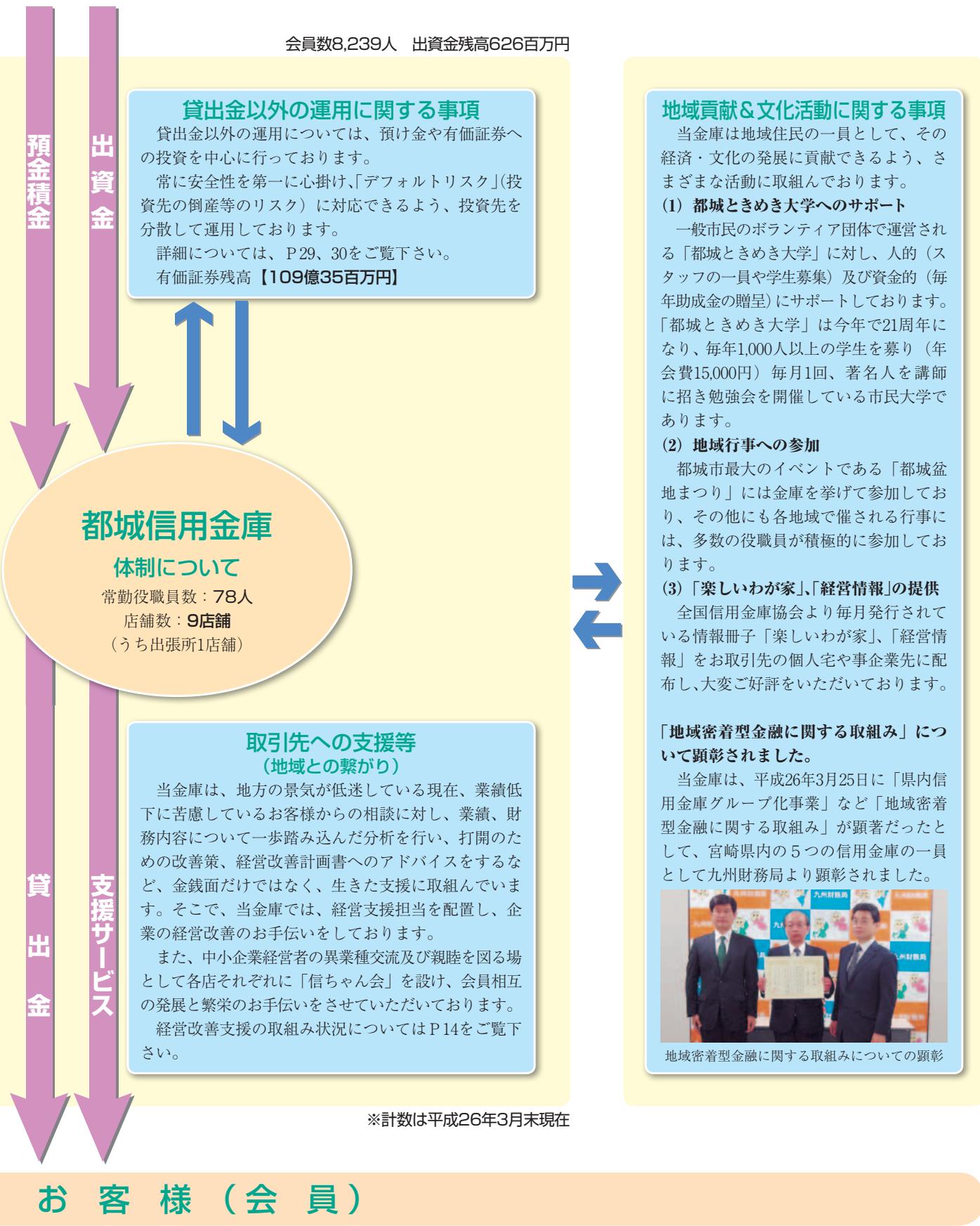
お客様からお預入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。地域の中小企業・個人事業者に対し104億円、個人のお客様には住宅ローンを中心に122億円をご融資しております。

取扱商品についてはP16、貸出金の内訳についてはP28、29をご覧下さい。

貸出金残高 **[236億62百万円]**

預金積金に占める貸出金の割合 **[48.93%]**

## お客様（会員）



## お客様（会員）

# 法令等遵守の体制・金融商品に係る勧誘方法・金融ADR制度への対応

## ■ 法令等遵守の体制

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫が地域金融機関として地域社会からの信頼を得て自らに課せられた公共的使命を遂行していくために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけ、健全経営の実践に努めています。

当金庫では、「コンプライアンス委員会」を設置し、さらに「都城信用金庫行動綱領」「コンプライアンスマニュアル」を制定し、役職員一人ひとりが地域金融機関としての社会的使命と高い公共性を常に自覚するとともに、責任ある健全な業務運営の遂行に努め、法令等遵守の浸透・定着を図っております。また、毎年度コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定し、「コンプライアンス研修」等を実施しております。

### 都城信用金庫行動綱領

#### ① 都城信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

#### ② 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

#### ③ 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して反すことのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

#### ④ 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

#### ⑤ 従業員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

#### ⑥ 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組む。

#### ⑦ 社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「よき企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組む。

#### ⑧ 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

## ■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品の販売に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることとします。

- 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係わる契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
- 金融商品の販売等に係る勧説について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

## ■ 金融ADR制度の対応

### 【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ及びポスターで公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は21ページ参照）または監査部（電話0986-23-2880）にお申し出ください。

### 【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記監査部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話03-3517-5825）にお申し出があれば、下記弁護士会にお取次ぎいたします。また、お客さまから下記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

名 称	電話番号	受 付 日	時 間
東京弁護士会・紛争解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年末年始除く)	9：30～12：00、13：00～15：00
第一東京弁護士会・仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年末年始除く)	10：00～12：00、13：00～16：00
第二東京弁護士会・仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年末年始除く)	9：30～12：00、13：00～17：00
鹿児島県弁護士会・紛争解決センター	099-226-3765	月～金(祝日、年末年始除く)	10：00～16：00
熊本県弁護士会・紛争解決センター	096-325-0913	月～金(祝日、年末年始除く)	9：00～17：00

# 反社会的勢力に対する基本方針・利益相反管理方針

## ■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## ■ 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針、規程および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関連法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

## 保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。

詳しくは、当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

# リスク管理への取組み

## ■リスク管理の体制

金融の自由化・金融技術の革新、またお客様ニーズの高度化などから、金融機関の抱えるリスクはますます多様化するとともに複雑化しております。

こうした環境のなかで、当金庫が今後とも地域金融機関として社会的責任と公共的な使命を遂行していくためには、経営の健全性を維持・向上させるとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することが重要と考えています。

当金庫では、金融環境の変化に対応できるリスク管理態勢の整備・強化を最重要課題と位置づけて取組んでおります。

## リスクの種類と管理体制

### <リスクの種類>

信用リスク	信用リスクとは、貸出等を行っている取引先の財務状況の悪化や倒産等から金融機関の資産価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスクのことです。
-------	--

### <リスク管理の体制>

⇒	当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と業務推進部門を分離し、相互牽制機能が働く体制を取っております。また、資産の健全性については、資産査定委員会で厳格なチェックを行っています。
---	--

市場リスク	市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク要素の変動により、保有する資産（オフ・バランス資産を含む）の価格が変動した場合に被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、リスク管理委員会を設置し、経済情勢、金利・為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、金利・価格変動・為替・信用リスクの管理を行っています。
金利リスク	金利リスクとは、市場金利の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、リスク管理委員会を設置し、経済情勢、金利・為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、金利・価格変動・為替・信用リスクの管理を行っています。
価格変動リスク	価格変動リスクとは、市場価格の変動によって保有資産の価値が減少した場合に損失を被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、リスク管理委員会を設置し、経済情勢、金利・為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、金利・価格変動・為替・信用リスクの管理を行っています。
信用リスク	信用リスクとは、有価証券の発行体の格付が低下するなどの信用状態が悪化した場合に被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、リスク管理委員会を設置し、経済情勢、金利・為替動向などに基づいて、運用・調達の方針を策定し、金利・価格変動・為替・信用リスクの管理を行っています。

流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされる、あるいは市場において通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、流動性リスクにおける信金業界のバックアップ役を担っている信金中央金庫へ支払準備金を預入れることなどを通じて、流動性リスクに対する十分な管理態勢を確保しています。
--------	---	---	--

オペレーションナル・リスク	オペレーションナル・リスクとは、信用・市場・流動性リスク以外の事務・システム・風評リスク等により損失を被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、監査部門や事務管理部門が各本支店に対して臨店検査や事務指導を実施しているほか、事務取扱規程・要領を整備するとともに、内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事故防止のために万全の態勢をとっています。
事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、監査部門や事務管理部門が各本支店に対して臨店検査や事務指導を実施しているほか、事務取扱規程・要領を整備するとともに、内部研修等により事務レベルの向上を図るなど、事故防止のために万全の態勢をとっています。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、オンラインシステムの運用を委託しております。同センターは、コンピュータ・口座元帳のファイル・通信回線などの二重化および神奈川県厚木センターでの共同センターバックアップ方式の設置等、災害発生等のオンラインシステム確保にも万全を期しております。
風評リスク	風評リスクとは、悪い評判や風説等が世間に広がることにより、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことです。	⇒	当金庫では、「風評リスク管理規程」を制定し、全ての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情等をチェックするなど十分な管理態勢を確保しています。

# 不良債権への対応

## ■早期是正措置制度と自己査定

金融機関の健全性を確保するため、銀行法等の改正により、平成10年4月から自己査定の状況に応じて、経営改善計画の作成・実施命令・個別措置の実施命令・業務の停止命令等必要な措置（「早期是正措置」という）が講じられることになりました。この早期是正措置の導入に伴い、金融機関は自らの責任において資産の査定基準を定めて、その有する資産を検討・分析して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて分類区

分（「自己査定」という）し、企業会計原則に基づき適正な償却・引当をおこなうことにより、資産内容の実態をできるかぎり客観的に反映した財務諸表を作成しています。

当金庫は信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づきその財務諸表の適法性と適正性について会計監査人による厳正な監査を受けることが義務づけられています。

## ■自己査定とは

適正な償却・引当を行うためには、当金庫が保有する自らの資産の内容の健全性を的確に把握する必要があります。資産の健全性を把握するための作業である資産の自己査定は、適正な償却・引当を行うための準備作業と

位置づけられています。

資産の自己査定は、各金融機関が有する資産を個別に検討・分析して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って分類区分することです。

## ■リスク管理債権の引当・保全状況

当金庫は不良債権に対し十分な貸倒引当金を引き当てており、健全性を維持しております。

(単位：百万円)

区分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B+C) / A
破綻先債権	平成24年度	432	50	381 100.00
	平成25年度	340	45	294 100.00
延滞債権	平成24年度	866	569	285 98.71
	平成25年度	952	633	306 98.66
3ヵ月以上延滞債権	平成24年度	35	24	3 77.33
	平成25年度	62	50	2 84.32
貸出条件緩和債権	平成24年度	145	77	12 62.48
	平成25年度	127	55	5 47.57
合計	平成24年度	1,478	721	683 95.02
	平成25年度	1,483	785	608 93.96

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、会社更生法、破産法、民事再生法、会社法等の法律上の整理手続の開始決定があった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金と債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金を控除した貸出金です。
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

## ■金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成24年度	1,491	1,418	734	684	95.07%	90.28%
	平成25年度	1,497	1,400	792	608	93.55%	86.29%
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	913	913	281	631	100.00%	100.00%
	平成25年度	878	878	337	541	100.00%	100.00%
危険債権	平成24年度	398	387	350	36	97.19%	76.56%
	平成25年度	428	408	348	59	95.37%	75.07%
要管理債権	平成24年度	180	117	101	16	65.37%	20.50%
	平成25年度	190	113	105	7	59.63%	8.85%
正常債権	平成24年度	22,184	—	—	—	—	—
	平成25年度	22,398	—	—	—	—	—
合計		平成24年度	23,676	不良債権比率	平成24年度	6.30%	
		平成25年度	23,895		平成25年度	6.27%	

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## ■経営改善支援の取組み状況

【25年度(平成25年4月～平成26年3月)】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初 債務者数	うち 経営改善 支援取組み 先数	αのうち期 末に債務者 区分がラン クアップし た先数			αのうち再 生計画を策 定した先数	経営改善 支援取組み 率	ランク アップ率	再生計画 策定率
			A	α	β	γ			
正常先	①	643	0	—	0	0	0.00%	—	—
要注意先	うちその他 要注意先 うち 要管理先	152 ② ③	10 0 0	0 0 0	8 0 0	10 0 0	6.57%	0.00%	100.00%
破綻懸念先	④	19	1	0	0	0	5.26%	0.00%	0.00%
実質破綻先	⑤	29	0	0	0	0	0.00%	—	—
破綻先	⑥	28	0	0	0	0	0.00%	—	—
	小計 (②～⑥の合計)	240	11	0	8	10	4.58%	0.00%	90.90%
	合計	883	11	0	8	10	1.24%	0.00%	90.90%

- (注) 1. 期初債務者数及び債務者区分は25年4月当初時点での整理しております。
2. 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含めておりません。
3. βには、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載しております。  
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含めているものの、βには含めておりません。
4. 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合はβに含めております。
5. 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
6. 期中に新たに取引を開始した取引先については本表には含めておりません。
7. γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。
8. みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。
9. 「再生計画を策定した先数δ」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

# 商品・サービスのご案内

## 預金

種類	特色	期間	お預け入れ額
当座預金	現金決済にかかる手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	いつでも自由に出し入れができ、給与・年金などの自動受取りや公共料金などの自動支払いもできますので、お財布がわりにご利用いただける決済性の預金です。キャッシュカードをご利用になると、お通帳やご印鑑がなくてもほとんどの自動機で出し入れができ、また、土・日・祝日にもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
決済用普通預金	決済性預金の3要件（①無利息、②要求払い、③決済サービスの提供ができる）を満たす預金で、預金保険制度により全額保護される預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	個人の方限定の貯蓄性預金で、残高によって普通預金よりも高いお利息がつきます。自由な出し入れやキャッシュカードのご利用は普通預金と同じですが、自動受取や自動支払口座としてはご利用になれません。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金を短期間運用いただくのに最適な預金です。ご解約の場合は解約する日の2日前までにご連絡をいただく必要があります。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金をご準備いただくための預金で、お利息が有利なうえに非課税扱いです。納税のため以外にお引き出しをしますとこの特典は受けられず、その利息計算期間中は普通預金と同じです。	入金は自由 引出は納税時	1円以上
大口定期預金	1,000万円以上のまとまったお金を運用するのに最適な、最も高利率の定期預金です。期間が2年未満の場合は、お利息を満期日以後に一括してお支払いします。期間が2年以上の場合には、中間利払日以後および満期日以後に一括してお支払いします。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	最も一般的な定期預金で、お利息の計算方法やお支払い方法によって下記の種類があります。		
単利型	期間が2年未満の場合は、お利息を満期日以後に一括してお支払いします。期間が2年以上の場合は、中間利払日以後および満期日以後に一括してお支払いします。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
複利型	個人の方限定です。お利息を6ヶ月複利で計算して、満期日以後に一括してお支払いします。	3年以上 5年以内	1,000円以上
変動金利型定期預金	市場金利の動向によって預入日から6ヶ月ごとに適用利率が変動する預金で、お利息の計算方法やお支払い方法によって「単利型」と「複利型」があります。	1年以上 3年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利でふえるお利息有利な定期預金です。お預入れ期間は最長3年ですが、据置期間1年経過後は、1ヶ月前までにご連絡いただければ、必要な額だけお引出しができます。	最長3年 (据置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
定期積金 スーパー積金	旅行・結婚・教育など豊かなライフプラン実現のために、その目的にあつたさまざまな商品を揃えております。	6ヶ月以上 5年以内	100円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットされており、必要な時に定期預金の90%以内最高500万円まで、自動的にご融資がご利用できるオールマイティ一口座です。		

※その他の預金商品については窓口、専門担当者までお尋ね下さい。

○ご預金により金利が異なります。金利は窓口に提示しております。ご確認下さい。

○新規に口座を開設する場合や200万円を超える大口取引をされる場合等の際は、ご本人であることを確認できる証明書類（運転免許証、健康保険証等）の提示等が必要となります。

## ■融資

事業者ローン	内 容 ・ 特 色
割引手形	一般商業手形の割引をいたします。
手形貸付	仕入資金など短期運転資金にご利用ください。
証書貸付	設備資金・運転資金など長期の資金需要にお応えします。
当座貸越	一定限度内で時期、金額を問わずお借入できます。
代理業務	信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫 (独)住宅金融支援機構、(独)福祉医療機構等の代理業務を取扱っています。
各種制度融資	宮崎県制度融資・市町村制度融資を取扱っています。

消費者ローン	特 色	ご融資額	ご返済期間
住宅ローン	住宅の新築や増改築はもちろん、住宅や土地の購入資金、マンションの購入資金、並びに住宅ローン肩代わり資金など住宅に関する一切の資金をご利用いただけます。	6,000万円以内	35年以内
無担保住宅借換ローン	本人もしくは家族が居住し、申込人が所有する住宅に関する借入金の借換資金です。	1,000万円以内	15年以内
カーライフプラン	自家用車の購入資金のほか、車検費用、運転免許取得費用など車に関する一切の資金をご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
ロードサービス付マイカーローン	自家用車の購入資金のほか、車検費用、運転免許取得費用など車に関する一切の資金をご利用いただけます。 また、他金融機関・信販会社等からの借入金の借換も可能です。	500万円以内	7年以内
教育プラン	大学・短大・大学院・専門学校などの入学金・授業料などの納付金をご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
としん教育ローン	大学・短大・大学院・専門学校などの入学金・授業料などの納付金および受験費用・下宿費用等をご利用いただけます。 また、他金融機関の教育資金に関する借入金の借換も可能です	500万円以内 (据置期間含む)	10年以内
個人ローン	お使いみちは自由（ただし、事業資金・旧債務の返済資金は除きます）。	500万円以内	10年以内
フリーローン	お使いみちは自由。暮らしの様々な資金をご利用いただけます。	300万円以内	7年以内
カードローン	お使いみちは自由。限度額までのお借入がいつでもできます。 ○ミニカードローン ○スーパーカードローン ○スーパークレジット（信金ギャランティ）	50万円以内 50万円以内 500万円以内	3年自動更新
お手軽くん	お使いみちは自由です（ただし、事業資金は除きます）。旅行、レジャー、ショッピングなど幅広くご利用いただけます。また、他行ローン等の取りまとめにもご利用できます。	200万円以内	10年以内

※このほか多数のローンをご用意しております。お気軽に窓口、専門担当者にお問い合わせ下さい。

○融資商品には、変動金利型のように金利が上下する商品や保証会社が保証する商品は別途保証料が必要など、お申し込みの際は商品内容を担当者にお尋ねください。

## ■国債の窓口販売業務

名 称	期間	お申込単位	発行	募集期間	金利	中途換金
個人向け国債 固定3年	3年	1万円	毎月	毎月上旬～下旬	発行の都度決定 (固定金利)	1年経過後は中途換金 可能です。
個人向け国債 固定5年	5年	1万円	毎月	毎月上旬～下旬	発行の都度決定 (固定金利)	1年経過後は中途換金 可能です。
個人向け国債 変動10年	10年	1万円	毎月	毎月上旬～下旬	6ヶ月ごと変動 (変動金利)	1年経過後は中途換金 可能です。

## ■保険の窓口販売業務

しんきんグッドすまいる	ご負担の小さい保険料で、充実した補償内容。住宅ローンをご利用されるお客様に安心をお届けする住宅火災保険です。
しんきんグッドサポート	住宅ローンをご利用されるお客様に、安心をお届けする保険です。病気やケガで働けなくなった期間の住宅ローンの返済をバックアップします。
しんきんらいふ年金F (個人年金保険)	保険料を一定期間据置または積立し、所定の年齢から年金として受取ることができる保険です。
しんきんの傷害保険 (標準傷害保険)	当金庫の会員の方はもちろんのこと一般の方も契約者として、万一の事故を補償する標準傷害保険です。安価な年払いの保険料で、大きな補償が得られます。

## ■サービス業務

公共料金等の自動支払いサービス	電話料・電気料・ガス代・NHK受信料・水道料・下水道料・国税・地方税・社会保険料・国民年金保険料・クレジットカードによるお買物代金の支払い等、一度お手続きいただくだけで、あとはご指定の口座から自動的にお支払いします。
年金自動受取りサービス	国民年金・厚生年金・共済年金等の各種年金がお客様の口座に自動的に振込まれます。
給与振込サービス	毎月の給料や賞与がお勤め先から自動的にご指定の預金口座へ振込まれます。
貸金庫サービス	預金証書・実印・株券・宝石・貴金属・権利書等の重要書類や貴重品を金庫室に保管し、盗難や災害からお守りします。本部にてお取扱いしております。
夜間金庫サービス	会社や商店の売上代金等をその日のうちに安全に保管いたします。営業時間終了後や休日にもご利用いただけます。本店にてお取扱いしております。
キャッシュカードサービス	しんきんキャッシュカードで、現金の入出金・残高照会・お振込みができます。当金庫本支店の他、全国の提携金融機関（セブン銀行を含む）及びゆうちょ銀行のATMでもご利用いただけます。
ATM振込サービス	振込・振替がカード1枚で手軽にできます。振込依頼書に記入する手間がはぶけ、さらに手数料もお得です。
デビットカードサービス	お手持ちのキャッシュカードでお買物代金などの精算ができるサービスです。 (J-Debit・ローソン-Debit)
ホームバンキングサービス	会社や自宅にてご指定の預金口座から当金庫あるいは他金融機関にある預金口座へ振替・振込ができる便利なサービスです。
テレホンバンキングサービス	キャッシュカードをお持ちのお客様は、フリーダイヤルで現在残高や入出金明細の照会ができます。振込・振替については別途お申込が必要となります。
インターネットバンキング	パソコンや携帯電話などから当金庫のホームページにアクセスし、資金移動・預金残高照会・入出金明細照会ができるサービスです。
電子サービス	「電子記録債権法」により創設されたITを活用した手形に代わる決済手段です。取扱手続きが不要で、紛失・盗難のリスクがなく、印紙税も課税されません。
内国為替サービス	当金庫の本支店はもちろん全国各地の信用金庫や銀行等へのお振込みや、小切手・手形等のお取立てを確実且つスピーディにお取扱いします。
定期自動送金サービス	学費、家賃、仕送り等を毎月一定日に同一振込先に対して振込む場合、一回の手続により依頼人の預金口座からご指定の口座へ指定した金額を振込むサービスです。
スポーツ振興くじ(toto)取扱店	スポーツ振興くじ(toto)の当選チケット払戻業務を、本店営業部で行っています。

### 商品・サービスご利用にあたっての留意点

ご利用にあたりましては、当金庫の窓口や専門担当者などに、これら商品・サービスに関するご質問を何なりとお申し出ください。ご納得いただけるまで、十分にご説明させていただきます。

## ■主な手数料

### 振込料（電信扱）

振込先区分	金額区分	窓口	現金	ATM振込 当金庫のキャッシュカード
自己宛振込	3万円未満	216円	—	—
	〃以上	432円	—	—
店内振込	3万円未満	216円	108円	54円
	〃以上	432円	324円	216円
本支店振込	3万円未満	216円	108円	54円
	〃以上	432円	324円	216円
県内信金振込	3万円未満	378円	270円	216円
	〃以上	540円	432円	324円
他金融機関振込	3万円未満	648円	540円	432円
	〃以上	864円	756円	648円

### 振込料（文書扱）

振込先区分	金額区分	振込料
県内信金振込	3万円未満	540円
	〃以上	756円
他金融機関振込	3万円未満	648円
	〃以上	864円

### 送金料（送金小切手）

振込先区分	振込料
県内信金宛	648円
他金融機関宛	864円

### 代金取立料

取立先区分	集中取立	個別取立
都城手形交換所内	無料	
県内信金宛	432円	
他金融機関宛	648円	864円

### その他の振込料

振込先区分	金額区分	為替自動振込	ホームバンキング	テレホンバンキング	インターネットバンキング
店内振込	3万円未満	54円	無料	54円	無料
	〃以上	108円	無料	108円	無料
本支店振込	3万円未満	54円	無料	54円	無料
	〃以上	108円	無料	108円	無料
県内信金振込	3万円未満	108円	108円	108円	108円
	〃以上	324円	324円	324円	324円
他金融機関振込	3万円未満	432円	432円	432円	432円
	〃以上	648円	648円	648円	648円

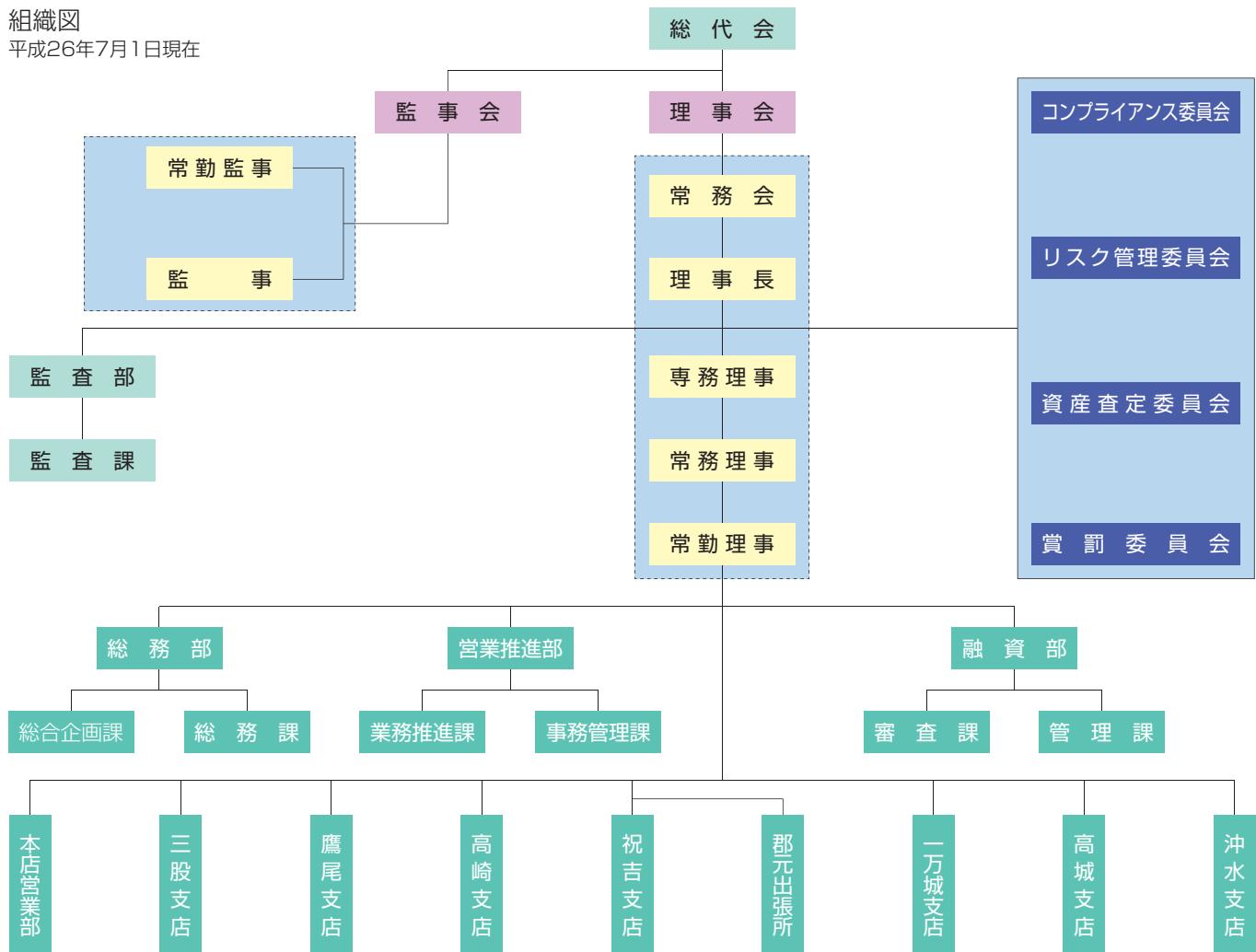
### その他手数料

種	別	単位	金額
通帳・証書・出資証券再発行手数料		1件につき	1,080円
キャッシュカード再発行手数料		1件につき	1,080円
ICキャッシュカード発行手数料		1件につき	540円
ICキャッシュカード再発行手数料		1件につき	1,080円
ローンカード再発行手数料		1件につき	1,080円
融資証明・株式払込証明発行手数料		1件につき	5,400円
預金貸出金残高・支払利息払込証明発行手数料		1件につき	324円
マル専口座開設手数料		1口座につき	3,240円
マル専手形用紙代		1枚につき	540円
当座手形用紙代（署名艦無し）		1冊につき	864円
当座手形用紙代（署名艦有り）		1冊につき	1,080円
小切手帳代（署名艦無し）		1冊につき	648円
小切手帳代（署名艦有り）		1冊につき	864円
署名艦印刷登録代		1回につき	5,400円
法人インターネットバンキング契約料		1回につき	2,160円
ホームバンキング、法人インターネットバンキング		1ヶ月当り	1,080円
COM・CD-ROMコピー代		1枚につき	108円
取引履歴コピー代		1枚につき	108円
一般コピー代		1枚につき	10円
国債窓口保護預り手数料		1ヶ月につき	216円
貸金庫使用料		年間 1種	6,480円
		年間 2種	7,560円
		年間 3種	8,640円
		年間 4種	9,720円
送金・振込の組戻料		1件につき	648円
不渡手形返却料（都城手形交換所内は除く）		1枚につき	648円
取立手形組戻料（発送済の場合。但し、都城手形交換所内は除く）		1枚につき	648円
取立手形店頭呈示料（費用がかさむときは実費）		1枚につき	648円
その他特殊手数料			実費+消費税

# 組 織

組織図

平成26年7月1日現在



## 役員の状況

### ■役員一覧

理 事 長	岸 良 徹 朗	常 勤 監 事	長 崎 孝 仁
専 務 理 事	桜 田 博 文	非 常 勤 監 事	黒 木 兼 一 郎
常 勤 理 事	三 好 久 夫	非 (常 員 勤 監 事)	島 津 久 友
常 勤 理 事	上 村 光 康		
非 常 勤 理 事	岡 崎 誠		
非 常 勤 理 事	茨 木 健		
非 常 勤 理 事	橋 詰 雅 次		

# 都城信用金庫のあゆみ

明治34年12月 無限責任都城信用組合として設立許可を受ける  
大正8年 9月 組織を無限責任より有限責任へ変更  
昭和11年 4月 有限責任信用購買組合共益社並びに有限責任都城質庫組合を合併  
昭和18年 7月 市街地信用組合法により改組  
昭和25年 4月 中小企業等共同組合法により改組  
昭和27年 5月 信用金庫法により改組 都城信用金庫と称す  
昭和28年 5月 営業地区を北諸県郡まで拡張  
昭和36年 9月 北原支店開設  
昭和39年 9月 三股支店開設  
昭和40年 7月 本店を都城市上町6街区10号(現在地)に移転  
昭和41年 2月 鷹尾支店開設  
昭和42年10月 高崎支店開設  
昭和44年11月 本店事務所新築落成  
昭和45年 6月 営業区域を小林市・えびの市・西諸県郡まで拡張  
昭和46年 8月 祝吉支店開設

昭和49年 1月 営業区域を鹿児島県曾於郡五町まで拡張  
昭和55年 12月 一万城支店開設  
昭和57年 7月 郡元支店開設  
昭和61年 5月 中村 善郎 理事長就任  
昭和63年 5月 児玉 時巳 理事長就任  
平成2年 7月 高城支店開設  
平成6年 6月 三澤 澄男 理事長就任  
平成10年 5月 沖水支店開設  
平成13年 12月 創立100周年  
平成21年 6月 岸良 徹朗 理事長就任  
平成23年 2月 祝吉支店を都城市上川東2丁目2号17番地に移転  
平成24年 8月 営業区域を宮崎市まで拡張  
平成25年 10月 北原支店を本店営業部に統合  
平成25年 10月 郡元支店を祝吉支店郡元出張所に種類変更

## 信金中央金庫のご案内

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする信用金庫の「中央金融機関」です。昭和25年に設立され、平成12年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持ち、信用金庫業界の発展のため、さまざまな金融業務を展開しています。

### ■信用金庫の中央金融機関としての役割

#### ◆信用金庫の業務機能の補完

##### 【信用金庫業界のネットワークを活用した業務】

- ・信用金庫が主催するビジネスフェアへの大手バイヤー企業の招聘、カタログによる販路拡大支援

##### 【信用金庫の地域金融・中小企業金融等のサポート】

- ・中小企業経営改善支援、地域活性化支援、海外業務支援

##### 【信用金庫の市場関連業務のサポート】

- ・デリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引、有価証券取引、投信窓販業務の支援

##### 【信用金庫の決済業務のサポート】

- ・資金決済業務、国債振替決済業務、一般債・短期社債振替決済業務

#### ◆信用金庫業界の信用力の維持・向上

- ・信用金庫業界のセーフティネットの運営（信用金庫経営力強化制度、信用金庫相互援助資金制度）

### ■個別金融機関としての役割

#### ◆総合的な金融サービスを提供する金融機関

- ・預貸金業務・為替業務、金融債の発行業務
- ・公共債の引受け、私募債の取扱い
- ・子会社を通じた個人ローンの保証、信託、証券、投資顧問・投資信託、ベンチャーキャピタル、M&A仲介業務

#### ◆わが国有数の機関投資家

- ・30兆円にのぼる運用資産

#### ◆地域社会に貢献する金融機関

- ・地方公共団体、地元企業およびPFI事業等への直接貸出

#### 地域経済のパートナー 【信用金庫】

豊富な資金量	128兆円
巨大なネットワーク	全国267金庫、7,446店舗
Face to Faceの事業展開	
役職員数	11万2千人
多数の出資者	928万人 (上記計数は平成26年3月末現在)

#### 信用金庫のセントラルバンク 【信金中金】

総資産	30兆円
高い連結自己資本比率 (新国内基準)	37.86%
低い不良債権比率 (=リスク管理債権/貸出金)	0.63%
外部格付	AA (格付機関JCR) (上記計数は平成26年3月末現在)

# 店舗一覧

## ①本店



都城市上町6街区10号  
TEL0986-23-2881

## ②三股支店



北諸県郡三股町五本松2番7  
TEL0986-52-1188

## ③鷹尾支店



都城市鷹尾3丁目1街区18号  
TEL0986-22-3130

## ④高崎支店



都城市高崎町大牟田字新田1245番地  
TEL0986-62-1000

## ⑤祝吉支店



都城市上川東2丁目2号17番地  
TEL0986-23-2885

## ⑥郡元出張所



都城市郡元町3205番地12  
TEL0986-25-2426

## ⑦一万城支店



都城市一万城町27号3番地  
TEL0986-25-6123

## ⑧高城支店



都城市高城町穂満坊418番地1  
TEL0986-58-5455

## ⑨沖水支店



都城市都北町6407番地1  
TEL0986-27-5511

## ■ 地図



## ■ 自動機器設置状況

営業店名	自動機種類	平日稼動時間	土曜・日曜・祝日稼動時間	可能業務
本 店	ATM	8:30~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳
三 股 支 店	ATM	8:30~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳
鷹 尾 支 店	ATM	8:30~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳
高 崎 支 店	ATM	8:30~18:00	-	入出金・振込・照会・記帳
祝 吉 支 店	ATM	8:30~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳
郡 元 出 張 所	ATM	8:30~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳
一 万 城 支 店	ATM	8:30~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳
高 城 支 店	ATM	8:30~18:00	-	入出金・振込・照会・記帳
沖 水 支 店	ATM	8:30~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳

## 店舗外機械化コーナー

ミートショップながやま志比田店	ATM	9:00~20:00	9:00~19:00	入出金・振込・照会・記帳
イオン都城店	ATM	9:00~21:00	9:00~21:00	入出金・振込・照会・記帳
イオンモール都城駅前店	ATM	9:00~21:00	9:00~21:00	入出金・振込・照会・記帳
共 同 設 置 都 城 市 役 所	CD	9:30~18:00	-	出金・照会



# 資料編

## 《目 次》

貸借対照表	23
損益計算書	24
剩余金処分計算書	24
業務粗利益及び粗利益率	27
総資産利益率	27
資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	27
総資金利鞘	27
資金運用収支の内訳	27
受取利息、支払利息の増減	27
預金積金及び譲渡性預金の平均残高	27
金利区分別定期預金残高	27
預金科目別残高と構成比	28
預金者別預金残高と構成比	28
貸出金科目別残高（期末残高）	28
貸出金科目別残高（平均残高）	28
貸出金残高	28
預貸率	28
貸出金使途別残高	28
消費者ローン・住宅ローン残高	28
貸出金の担保別内訳	28
債務保証見返の担保別状況	28
貸出金業種別内訳	29
有価証券の種類別残高	29
預証率	29
満期保有目的の債券で時価のあるもの	30
その他有価証券で時価のあるもの	30
時価のない有価証券	30
商品有価証券	30
金銭の信託	30
規則102条第1項第5号に掲げる取引	30
貸倒引当金内訳	30
貸出金償却	30
バーゼルⅢについて	31
定性的な開示項目	33
定量的な開示項目	35

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	平成24年度	平成25年度	科 目 (負 債 の 部)	平成24年度	平成25年度
現 金	1,008	786	預 金 積 金	48,180	48,351
預 け 金	15,071	14,467	当 座 預 金	293	313
有 価 証 券	10,153	10,935	普 通 預 金	20,100	20,413
国 債	1,591	1,647	貯 蓄 預 金	3	2
地 方 債	2,926	3,212	通 知 預 金	168	—
社 債	3,357	3,749	定 期 預 金	23,596	23,576
株 式	9	9	定 期 積 金	3,782	3,791
そ の 他 の 証 券	2,268	2,316	そ の 他 の 預 金	235	252
貸 出 金	23,402	23,662	そ の 他 負 債	107	148
割 引 手 形	194	151	未 決 済 為 替 借	12	9
手 形 貸 付	1,677	1,545	未 払 費 用	38	22
証 書 貸 付	19,965	20,397	給 付 補 填 備 金	12	12
当 座 貸 越	1,564	1,568	未 払 法 人 税 等	0	0
そ の 他 資 産	273	284	前 受 収 益	19	16
未 決 済 為 替 貸	8	8	払 戻 未 濟 金	4	5
信 金 中 金 出 資 金	158	158	職 員 預 り 金	2	2
未 収 収 益	80	98	リ 一 ス 債 務	7	68
そ の 他 の 資 産	25	19	そ の 他 の 負 債	9	9
有 形 固 定 資 産	654	691	賞 与 引 当 金	23	23
建 物	104	108	退 職 給 付 引 当 金	45	7
土 地	361	361	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	35	41
リ 一 ス 資 産	7	68	そ の 他 の 引 当 金	4	3
その他の有形固定資産	181	154	債 務 保 証	225	195
無 形 固 定 資 産	1	1	負 債 の 部 合 計	48,624	48,771
ソ フ ト ウ エ ア	0	—	(純資産の部)		
その他の無形固定資産	1	1	出 資 金	629	626
繰 延 税 金 資 産	121	75	普 通 出 資 金	629	626
債 務 保 証 見 返	225	195	利 益 剰 余 金	749	898
貸 倒 引 当 金	△800	△669	利 益 準 備 金	356	366
(うち個別貸倒引当金)	(△667)	(△601)	そ の 他 利 益 剰 余 金	393	532
			特 別 積 立 金	274	284
			( 目 的 積 立 金 )	(10)	(20)
			当 期 未 処 分 剰 余 金	119	248
			処 分 未 濟 持 分	△0	—
			会 員 勘 定 合 計	1,378	1,524
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	109	135
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	109	135
			純 資 産 の 部 合 計	1,487	1,660
資 産 の 部 合 計	50,112	50,431	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	50,112	50,431

# 資料編

## 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度	科 目	平成24年度	平成25年度
経 常 収 益	1,093,269	1,093,549	そ の 他 業 務 費 用	446	2,325
資 金 運 用 収 益	899,987	920,713	国債等債券売却損	—	2,110
貸 出 金 利 息	773,433	765,360	その他の業務費用	446	214
預 け 金 利 息	46,357	39,115	経 費	734,486	736,814
有価証券利息配当金	76,238	111,487	人 件 費	463,338	465,877
その他の受入利息	3,957	4,749	物 件 費	255,816	256,919
役 務 取 引 等 収 益	94,952	87,870	税 金	15,332	14,017
受 入 為 替 手 数 料	35,372	35,400	そ の 他 経 常 費 用	133,035	8,717
その他の役務収益	59,580	52,469	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	121,378	—
そ の 他 業 務 収 益	78,312	11,397	貸 出 金 償 却	1,826	5,448
外 国 為 替 売 買 益	1,840	1,403	そ の 他 の 経 常 費 用	9,829	3,268
国 債 等 債 券 売 却 益	62,885	—	経 常 利 益	91,967	211,911
そ の 他 の 業 務 収 益	13,586	9,993	特 別 利 益	—	—
そ の 他 経 常 収 益	20,017	73,568	特 別 損 失	5,957	9,559
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	19,864	固 定 資 産 処 分 損	163	8,871
償 却 債 権 取 立 益	14	75	減 損 損 失	5,794	—
株 式 等 売 却 益	—	3,023	そ の 他 の 特 別 損 失	—	688
そ の 他 の 経 常 収 益	20,002	50,605	税 引 前 当 期 純 利 益	86,009	202,351
経 常 費 用	1,001,302	881,638	法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税	3,675	3,944
資 金 調 達 費 用	35,096	31,375	法 人 税 等 調 整 額	5,775	37,710
預 金 利 息	28,630	24,655	法 人 税 等 合 計	9,450	41,654
給 付 補 備 金 繰 入 額	6,453	6,704	当 期 純 利 益	76,558	160,697
そ の 他 の 支 払 利 息	12	15	繰 越 金 (当 期 首 残 高)	43,200	87,310
役 務 取 引 等 費 用	98,236	102,405	当 期 末 処 分 剰 余 金	119,759	248,008
支 払 為 替 手 数 料	6,040	6,176			
そ の 他 の 役 務 費 用	92,196	96,229			

## 【剰余金処分計算書】

(単位：円)

科 目	平成24年度	平成25年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	119,759,631	248,008,300

これを次のとおり処分しました。

科 目	平成24年度	平成25年度
剩 余 金 処 分 額	32,448,786	42,352,277
利 益 準 備 金	10,000,000	20,000,000
有 価 証 券 価 格 変 動 積 立 金	10,000,000	10,000,000
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年2.0%)12,448,786	(年2.0%)12,352,277
緑 越 金 (当 期 末 残 高)	87,310,845	205,656,023

## 貸借対照表（平成25年度）注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 19年～47年  
その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業推進部（営業関連部署）の協力の下に融資部（資産査定部）が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法）により、当事事業年度末における必要額を計上しております。  
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができますがないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1)制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）  

①年金資産の額	1,476,279百万円
②年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432百万円
差引額（①-②）	△222,153百万円

(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成25年3月31日現在）  
0.057%
- (3)補足説明  
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円及び途次積立金3,288百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事事業年度の財務諸表上、当該債権にて充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け金率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しており、貸借対照表上は、その他の引当金として計上しております。
- 偶発損引失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しており、貸借対照表上は、その他の引当金として計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 38百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 836百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は340百万円、延滞債権額は952百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第2号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は62百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は127百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,483百万円であります。  
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、35百万円であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は151百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
・為替清算保証金 1,200,000千円（信金中金定期預金）
- ・全国信用金庫連合企業年金基金 300,000千円（特定包括信託・国債）  
・都城市収納代理店保証金 200千円（宮崎銀行定期預金）
25. 出資1口当たりの純資産額 132円42銭
26. 金融商品の状況に関する事項
  - 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の管理をしております。
  - 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
  - 金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
  - 市場リスクの管理  
当金庫は、市場リスク管理規程に従い、有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基準に基づき、総務部で市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、報告しております。
  - 市場リスクに係る定量的情報  
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」の取引であります。  
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99.9%センチタイル値を使用いたした時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。  
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99.9%センチタイル値を用いた時価【または経済価値】は154百万円減少するものと把握しております。  
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
  - ③資金調達に係る流動性リスクの管理  
当金庫は、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって流動性リスクを管理しております。
  - ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を示しております。
27. 金融商品の時価等に関する事項  
平成26年3月31日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	時価評価額 (時価)	評価差額 (差額)
(1) 預け金（※1）	14,467	14,535	67
(2) 有価証券	10,935	10,970	34
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	1,707	1,741	34
その他有価証券	9,228	9,228	—
(3) 貸出金（※1）	23,662	24,241	1,248
貸倒引当金（※2）	△669	786	—
	22,993	24,241	1,248
(4) 現金	786	786	—
金融資産計	49,181	50,532	1,349
(1) 預金積金（※1）	48,351	48,359	8
金融負債計	48,351	48,359	8

(※1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### 金融商品の時価等の算定方法

#### 金融資産

##### (1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としています。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

##### (2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

##### (3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する貸倒引当金を控除了した価格

②①以外の貸出金は貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利

# 資料編

(LIBOR、スワップレート)で割り引いた価格  
金融負債

(1)預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、スワップレート)を用いております。

28. 有価証券の時価及び評価差額金に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	207	363	156
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	1,500	1,378	121

その他有価証券

(単位:百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	7,903	7,831	72
	国債	1,647	1,627	20
	地方債	2,615	2,600	15
	社債	3,640	3,604	36
	その他	564	442	121
	小計	8,468	8,273	194
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	705	708	2
	国債	—	—	—
	地方債	597	599	2
	社債	108	108	0
	その他	54	58	4
	小計	760	766	6
合計		9,228	9,040	187

29. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	6,027	8,240	200	—	—	—
有価証券	2,555	2,378	1,280	751	2,876	707
満期保有目的の債券	1,000	—	—	—	—	707
その他有価証券のうち満期があるもの	1,555	2,378	1,280	751	2,876	—
貸出金	4,222	4,682	3,552	2,340	2,212	4,292
合計	12,804	15,300	5,032	3,091	5,088	4,999

(※) 預け金のうち期間の定めのないものは含めておりません。

30. その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	3ヶ月未満	3ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上
預金積金	24,108	6,498	10,181	3,663	2,304	1,321

(※) 預金積金のうち、要求預金は「3ヶ月未満」に含めて開示しております。

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	298	—	2
国債	298	—	2
その他	53	3	—
合計	351	3	2

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,672百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,338百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金額超過額	129 百万円
退職給与引当金額超過額	2
減価償却費の償却超過額	9
その他	188
繰越欠損金	54
その他有価証券評価差額金	—
繰延税金資産小計	383
評価性引当額	△255
繰延税金資産合計	128
繰延税金負債	52
繰延税金資産の純額	75 百万円

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

都城信用金庫  
理事会 御中

監査法人 北三会計社

代表社員 公認会計士 楊久善一



当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、都城信用金庫の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に関する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成25年度における貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適合性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成26年6月26日

都城信用金庫 理事長

斎 良 織 誠

業務粗利益及び粗利益率		(単位:千円)	
項目	平成24年度	平成25年度	
業務粗利益	939,472	883,875	
業務粗利益率	1.91%	1.79%	

「業務粗利率」  
資金運用勘定平均残高に対する業務粗利益の割合です。

資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支		(単位:千円)	
項目	平成24年度	平成25年度	
資金運用収支	864,891	889,338	
資金運用収益	899,987	920,713	
資金調達費用	35,096	31,375	
役務取引等収支	△3,284	△14,535	
役務取引等収益	94,952	87,870	
役務取引等費用	98,236	102,405	
その他業務収支	77,866	9,072	
その他業務収益	78,312	11,397	
その他業務費用	446	2,325	

総資産利益率		
項目	平成24年度	平成25年度
総資産経常利益率	0.18%	0.42%
総資産当期純利益率	0.15%	0.31%

「総資産利益率」  
総資産(債務保証見返りを除く)の平均残高に対する経常利益または当期純利益の割合を示しており、金融機関の収益性をみる指標です。

総資金利鞘		
項目	平成24年度	平成25年度
資金運用利回り	1.83%	1.86%
資金調達原価率	1.54%	1.56%
総資金利鞘	0.29%	0.30%

「資金運用利回り」  
貸出金や余裕金等の運用収益力を表す利回りで資金運用の成果を示します。  
「総資金利鞘」  
資金運用全体の収益力をみる指標です。

### 資金運用収支の内訳

項目	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
資金運用勘定	49,066	49,270	899,987	920,713	1.83	1.86
うち貸出金	22,564	23,407	773,433	765,360	3.42	3.27
うち預け金	16,537	15,419	46,357	39,115	0.28	0.25
うち有価証券	9,807	10,285	76,238	111,487	0.77	1.08
資金調達勘定	48,726	48,628	35,096	31,375	0.07	0.06
うち預金積金	48,722	48,624	35,083	31,359	0.07	0.06
うち借用金	—	—	—	—	—	—

### 受取利息、支払利息の増減

(単位:千円)

項目	平成24年度			平成25年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	505	△18,755	△18,250	35,494	△15,561	19,934
うち貸出金	3,705	△464	3,241	34,594	△42,667	△8,073
うち預け金	△1,716	△11,313	△13,029	△2,984	△4,258	△7,242
うち有価証券	△1,485	△6,978	△8,463	3,884	31,364	35,249
支払利息	△110	△10,751	△10,861	△66	△3,655	△3,721
うち預金積金	△110	△10,752	△10,862	△66	△3,657	△3,724

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

預金積金及び譲渡性預金の平均残高		(単位:百万円)	
項目	平成24年度	平成25年度	
流動性預金	20,424	20,915	
うち有利息預金	18,790	19,229	
定期性預金	28,141	27,580	
うち固定金利定期預金	24,366	23,684	
うち変動金利定期預金	—	—	
その他	156	128	
計	48,722	48,624	
譲渡性預金	—	—	
合計	48,722	48,624	

金利区分別定期預金残高		
項目	平成24年度	平成25年度
定期預金	23,596	23,576
固定金利定期預金	23,596	23,576
変動金利定期預金	—	—

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
 固定金利定期預金: 預入時に満期までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて、金利が変動する定期預金

# 資料編

預金科目別残高と構成比				(単位:百万円、%)	
項目	平成24年度		平成25年度		
	(残高)	(構成比)	(残高)	(構成比)	
当座預金	293	0.60	313	0.64	
普通預金	20,100	41.71	20,413	42.21	
貯蓄預金	3	0.00	2	0.00	
通知預金	168	0.34	—	—	
定期預金	23,596	48.97	23,576	48.76	
定期積金	3,782	7.85	3,791	7.84	
その他の預金	235	0.48	252	0.52	
合計	48,180	100.00	48,351	100.00	

預金者別預金残高と構成比				(単位:百万円、%)	
項目	平成24年度		平成25年度		
	(残高)	(構成比)	(残高)	(構成比)	
個人	38,929	80.79	38,699	80.03	
法人	8,282	17.18	8,674	17.93	
金融機関	68	0.14	112	0.23	
公金	899	1.86	864	1.78	
合計	48,180	100.00	48,351	100.00	

貸出金科目別残高(期末残高)				(単位:百万円)	
項目	平成24年度		平成25年度		
手形貸付	1,677		1,545		
証書貸付	19,965		20,397		
当座貸越	1,564		1,568		
割引手形	194		151		
合計	23,402		23,662		

貸出金科目別残高(平均残高)				(単位:百万円)	
項目	平成24年度		平成25年度		
手形貸付	1,214		1,483		
証書貸付	19,519		20,130		
当座貸越	1,641		1,612		
割引手形	188		180		
合計	22,564		23,407		

貸出金残高				(単位:百万円)	
項目	平成24年度		平成25年度		
貸出金	23,402		23,662		
うち変動金利	13,184		12,469		
うち固定金利	10,217		11,193		

預貸率(貸出金の預金に対する比率)				(単位:百万円、%)	
項目	平成24年度		平成25年度		
貸出金期末残高(A)	23,402		23,662		
預金期末残高(B)	48,180		48,351		
預貸率(A)/(B)	48.57		48.93		
期中平均	46.31		48.13		

貸出金使途別残高				(単位:百万円、%)	
項目	平成24年度		平成25年度		
(残高)	(構成比)	(残高)	(構成比)		
設備資金	10,720	45.80	10,075	42.57	
運転資金	12,681	54.18	13,586	57.41	
合計	23,402	100.00	23,662	100.00	

消費者ローン・住宅ローン残高				(単位:百万円)	
項目	平成24年度		平成25年度		
消費者ローン	2,847		3,933		
住宅ローン	5,726		5,424		

貸出金の担保別内訳				(単位:百万円)	
項目	平成24年度		平成25年度		
当金庫預金積金	614		649		
有価証券	—		—		
動産	—		—		
不動産	12,370		11,916		
その他	—		—		
計	12,984		12,565		
信用保証協会・信用保険	3,109		4,041		
保証	3,585		3,555		
信用	3,723		3,499		
合計	23,402		23,662		

債務保証見返の担保別状況				(単位:百万円)	
項目	平成24年度		平成25年度		
当金庫預金積金	3		2		
有価証券	—		—		
動産	—		—		
不動産	210		186		
その他	—		—		
計	214		188		
信用保証協会・信用保険	—		—		
保証	5		3		
信用	6		2		
合計	225		195		

貸出金業種別内訳				(単位：百万円、%)			
業種区分		平成24年度		平成25年度			
		(先数)	(残高)	(構成比)	(先数)	(残高)	(構成比)
製造業	農業・林業	94	1,248	5.33	93	1,201	5.07
漁業		25	158	0.67	25	177	0.74
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		180	1,777	7.59	180	1,654	6.99
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		2	2	0.00	2	1	0.00
運輸業・郵便業		31	656	2.80	30	558	2.35
卸売業・小売業		187	1,976	8.44	177	1,803	7.61
金融業・保険業		12	41	0.17	12	55	0.23
不動産業		43	1,547	6.61	38	1,309	5.53
物品賃貸業		6	83	0.35	6	106	0.44
学術研究・専門業		15	89	0.38	12	99	0.41
宿泊業		2	248	1.05	3	239	1.01
飲食業		88	772	3.29	80	758	3.20
生活関連サービス業、娯楽業		65	563	2.40	63	523	2.21
教育・学習支援業		6	275	1.17	8	307	1.29
医療・福祉		26	464	1.98	25	416	1.75
その他のサービス業		101	1,197	5.11	102	1,241	5.24
小計		883	11,103	47.44	856	10,453	44.17
地方公共団体		3	935	3.99	3	910	3.84
個人(住宅・消費・納税資金等)		4,548	11,363	48.55	4,989	12,298	51.97
合計		5,434	23,402	100.00	5,848	23,662	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券の種類別残高			(単位：百万円、%)		預証率(有価証券の預金に対する比率)		(単位：百万円、%)	
区分	平成24年度		平成25年度		項目	平成24年度	平成25年度	
	(平均残高)	(構成比)	(平均残高)	(構成比)				
国債	1,364	13.91	1,587	15.43	有価証券期末残高(A)	10,153	10,935	
地方債	2,754	28.09	3,027	29.43	預金期末残高(B)	48,180	48,351	
政府保証債	698	7.11	820	7.98	預証率(A)/(B)	21.07	22.61	
公社公団債	808	8.24	729	7.08	期中平均	20.12	21.15	
金融債	1,339	13.65	1,401	13.62				
事業債	589	6.00	496	4.82				
株式	9	0.09	9	0.08				
外国証券	1,707	17.40	1,707	16.59				
投資信託	487	4.97	456	4.43				
その他の証券	49	0.50	49	0.47				
合計	9,807	100.00	10,285	100.00				

# 資料編

## 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

項目	平成24年度					平成25年度				
	貸借対照表 計上額	時価	差額	評価差額 (うち益)	評価差額 (うち損)	貸借対照表 計上額	時価	差額	評価差額 (うち益)	評価差額 (うち損)
外 国 証 券	1,707	1,484	△222	(88)	(311)	1,707	1,741	34	(156)	(121)
合 計	1,707	1,484	△222	(88)	(311)	1,707	1,741	34	(156)	(121)

## その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	平成24年度			平成25年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—
	債 券	7,280	7,190	89	7,903	7,831
	国 債	996	979	17	1,647	1,627
	地 方 債	2,926	2,900	25	2,615	2,600
	政府保証債	628	609	18	1,122	1,103
	公社公団債	811	799	11	707	699
	金 融 債	1,412	1,401	10	1,407	1,401
	事 業 債	504	499	4	402	399
	その他の証券	418	341	76	564	442
	小 計	7,698	7,532	166	8,468	8,273
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—
	債 券	595	600	5	705	708
	国 債	595	600	5	—	—
	地 方 債	—	—	—	597	599
	政府保証債	—	—	—	108	108
	公社公団債	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—
	事 業 債	—	—	—	—	—
	その他の証券	112	120	7	15	19
	小 計	707	720	12	720	727
合 計	8,406	8,252	154	9,189	9,001	187

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本件に含めておりません。

## 時価のない有価証券

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
非上場株式	9	9
その他の証券	30	30
子会社株式	—	—

## 商品有価証券

当金庫では保有しておりません。

## 金銭の信託

当金庫では保有しておりません。

## 規則第102条第1項第5号に掲げる取引

当金庫では取引はしておりません。

## 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額	目的使用	その他	期末残高
一般貸倒引当金	平成24年度	128	132	—	128	132
	平成25年度	132	68	—	132	68
個別貸倒引当金	平成24年度	607	667	57	550	667
	平成25年度	667	601	111	556	601
合 計	平成24年度	736	800	57	679	800
	平成25年度	800	669	111	689	669

## 貸出金償却

(単位：百万円)

項目	平成24年度	平成25年度
貸出金償却額	58	117
個別貸倒引当金取崩額	57	111
実質償却額	1	5

## バーゼルⅢ（新しい自己資本比率規制）について

バーゼルⅢとは、2010年9月にバーゼル銀行監督委員会により公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅢは、金融機関が抱える様々なリスクを明らかにし、自己資本に見合った健全な経営を金融機関に求めるもので、平成26年3月期決算からすべての金融機関に適用されました。

バーゼルⅢの3つの柱は

1. 最低所要自己資本比率
2. 金融機関の自己管理と監督上の検証
3. 情報開示による市場規律

から成り立っています。

### 「第1の柱（最低所要自己資本比率）」

第1の柱では最低所要自己資本比率を定めており、自己資本比率を算定するにあたり、分母となるリスクの計測を旧規制より精緻化する点が最も大きな特徴です。

具体的には、信用リスク（貸倒れのリスク）計測の精緻化に加え、オペレーション・リスク（事務

事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク）の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

### 「第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」

銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理しリスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組みを期待すること、また、監督局は、各金融機関が自発的に創意工夫をしたリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

### 「第3の柱（情報開示による市場規律）」

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

（金融庁ホームページより一部抜粋）

当金庫では第3の柱に基づき、各リスクの管理方針やその計算方法等、自己資本比率とその内訳、並びに各リスク量等を以下のとおり開示いたします。

### 用語解説

エクspoージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産等が該当します。
基礎的手法	オペレーション・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つです。 リスク・アセット = 1年間の粗利益 × 15% の直近3年間の平均値 ÷ 8%
銀行勘定の金利リスク	金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（預金、有価証券、貸出金など）が金利ショックによりどれぐらいリスク量が発生するかを見るものです。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下200ベーシス・ポイントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって隨時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことをいいます。
BPV	Basis Point Value（ベーシス・ポイント・バリュー）金利リスク指標の一つで、全ての期間の金利が1ベーシス・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表します。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたパーセント目の値を言い、99パーセンタイル値は99パーセント目の値となります。

# 当金庫の自己資本の充実の状況について

## 定性的な開示項目

I. 自己資本の状況について	33
(1) 自己資本調達手段の概要	33
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	33
II. 各種リスク管理態勢について	33
1. 信用リスク	33
(1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要	33
(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	33
(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	33
2. 市場リスク	33
(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	33
(2) 証券化エクスポートジャーナーに関する事項	33
(3) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートジャーナー又は株式等エクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	34
(4) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	34
3. オペレーションル・リスク	34
(1) オペレーションル・リスク管理の方針及び手続の概要	34
(2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	34

## 定量的な開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項	35
2. 自己資本の充実度に関する事項	36
3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートジャーナーを除く）	
(1) リスク・ウェイト区分ごとのエクスポートジャーナーの額	37
(2) 地域別の信用リスク エクスポートジャーナー	37
(3) 貸出金業種別内訳	29
(4) 貸出金の残存期間別残高	37
(5) 有価証券の残存期間別残高	38
(6) 3ヶ月以上延滞エクスポートジャーナーの業種別内訳	38
(7) 業種別の個別引当金及び貸出金償却の残高等	39
(8) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	30
4. 信用リスク削減手法に関する事項	37
5. 派生商品取引及び長期決済取引の取引相手のリスク	38
6. 証券化エクスポートジャーナーに関する事項	38
7. 出資等エクスポートジャーナーに関する事項	
(1) 出資等エクスポートジャーナーの貸借対照表計上額等	39
(2) 子会社株式及び関連会社法人等株式の貸借対照表計上額	38
(3) 出資等エクスポートジャーナーの売却及び償却に伴う損益の額	39
8. 銀行勘定の金利リスクに関する事項	40

## 用語解説

証券化エクスポートジャーナー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏づけに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産のことです。
派生商品取引	デリバティブ取引のことで、具体的には、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付けを付与する格付機関のことです。
信用集中リスク	不良債権のうち大口先に対するものが、担保を差し引いた残額の一定額が損失となった場合のリスク量のことです。つまり、大口の損失が発生した場合、経営の継続に対してどれくらい影響があるかを見るものです。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位且つ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
リスク・ウェイト	債権等の危険度を表す指標です。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの額（信用リスク、オペレーションル・リスクの各リスク・アセットの総額）。

# 定性的な開示項目《自己資本の状況について・各種リスクの管理態勢について》

## I. 自己資本の状況について

### (1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金と利益剰余金等により構成されています。平成25年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預かりしている出資金(普通出資)が該当します。

### (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

## II. 各種リスク管理態勢について

### 1. 信用リスク～信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少しない消失し、損失を受けるリスクのことを言います。

#### (1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき重要リスクの一つであるとの認識の上、融資の基本原則（安全性、公共性、流動性、成長性、収益性）に則した厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念・規範等を明示した「与信判断の指針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別や業種別、さらに与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準及び償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

#### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・R&I（株式会社格付投資情報センター）
- ・JCR（株式会社日本格付研究所）
- ・Moody's（ムーディーズ・インベスタートス・サービス）
- ・S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス）

#### (3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「宮崎県信用保証協会」、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「社団法人しんきん保証基金保証」があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されております。

### 2. 市場リスク～市場リスクとは、金利、為替、株式などの価格が変動することで、当金庫の資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクのことを言います。

#### (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

#### (2) 証券化エクスポートジャーナーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

## 定性的な開示項目《自己資本の状況について・各種リスクの管理態勢について》

### (3) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金であります。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及びストレステスト等によるリスク計測によって把握するとともに、市場リスクの状況やリスク限度枠及び損失限度枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社等上記以外についても、その状況を適宜経営陣に報告するなど適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則した適正な処理を行っております。

### (4) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

#### 【リスク管理の方針及び手続の概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢を整備しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（B P V）の計測などを、リスク管理委員会で審議・検討するとともに必要に応じて常務会及び理事会に報告を行うなど、リスク・コントロールに努めております。

#### 【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要】

金利リスク算定の前提是、以下の定義に基づいて算定しております。

##### ・計測手法

「金利更改ラダー方式」

##### ・コア預金

対象：流動性預金（当座・普通・貯蓄預金等）

算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

##### ・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

##### ・金利ショック幅

99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値

##### ・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）

3. オペレーションル・リスク～業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことを言います。

### (1) オペレーションル・リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、リスク管理体制や管理方法についての基本方針を定めた「オペレーションル・リスク管理規程」を策定し、確実にリスクを認識し、評価しております。また、オペレーションル・リスクの状況については、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて常務会及び理事会に報告する態勢を整備しております。

### (2) オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、オペレーションル・リスク計測については、自己資本比率規制におけるオペレーションル・リスク相当額算定手法のうち、基礎的手法を採用しております。

# 定量的な開示項目

## 自己資本の構成に関する事項

平成24年度（バーゼルⅡベース）			(単位：千円)	
項目		平成24年度	項目	平成24年度
自己資本	出資金	629,507	自 己 資 本	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額
利益準備金	366,022			114,500
特別積立金	284,037			△114,500
繰越金（当期末残高）	87,310		控除項目不算入額	
処分未済持分	△735		控除項目計（D）	—
その他の有価証券の評価差損	—		自己資本額【(C) - (D)】(E)	1,498,936
基本的項目(A)	1,366,143		資産（オン・バランス項目）	20,357,903
一般貸倒引当金	132,793		オフ・バランス取引項目	206,577
補完的項目不算入額	—		オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	1,670,531
補完的項目(B)	132,793		リスク・アセット等計(F)	22,235,011
自己資本総額【(A) + (B)】(C)	1,498,936		単体Tier1比率(A/F)	6.14%
			単体自己資本比率(E/F)	6.74%

平成25年度（バーゼルⅢベース）			(単位：千円)
項目		平成25年度	経過措置による不算入額
自己資本	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,512,513	
うち、出資金及び資本剰余金の額	626,797		
うち、利益剰余金の額	898,068		
うち、外部流出予定額(△)	12,352		
うち、上記以外に該当するものの額			
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	68,077		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	68,077		
うち、適格引当金コア資本算入額	—		
コア資本に係る基礎項目の額(A)	1,580,590		
無形固定資産の額の合計額	—		
縕延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—		18,130
適格引当金不足額	—		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		
前払年金費用の額	—		
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—		
特定項目に係る10%基準超過額	—		
特定項目に係る15%基準超過額	—		
コア資本に係る調整項目の額(B)	—		
自己資本の額【(A) - (B)】(C)	1,580,590		
資産（オンバランス項目）	19,967,254		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△47,291		
うち、無形固定資産（のれん及びモーケージ・サービシング・ライツに係るもの）を除く。)	—		
うち、縕延税金資産	△18,130		
うち、前払年金費用	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△29,161		
うち上記以外に該当するものの額	—		
オフ・バランス取引等項目	152,592		
オペレーション・リスク相当額を8%で除して得た額	1,656,125		
信用リスク・アセット調整額	—		
オペレーション・リスク相当調整額	—		
リスク・アセット等計(D)	21,775,972		
単体自己資本比率【(C) / (D)】	7.25%		

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第21号)が平成25年3月に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本比率 =  $\frac{\text{自己資本} (15億80百万円)}{\text{信用リスク}(201億19百万円)+\text{オペレーション・リスク}(16億56百万円)}$  = 7.25%  
 「自己資本比率」は、金融機関の健全な体质を示す指標です。  
 平成26年3月末の自己資本比率は、7.25%と金融庁告示で定められている「国内基準の4%」を上回る十分な水準を確保しており、信用リスク・アセットの額及びオペレーション・リスク・アセットに対する所要自己資本として十分な水準となっております。

# 定量的な開示項目

自己資本の充実度に関する事項		(単位：百万円)			
		平成24年度		平成25年度	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計		20,564	822	20,119	804
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		20,564	822	20,119	804
現金		—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け		141	5	141	5
国際開発銀行向け		—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		79	3	69	2
地方三公社向け		—	—	—	—
金融機関及び第1種金融商品取引業者向け		3,294	131	3,173	126
法人等向け		5,071	202	4,823	192
中小企業等向け及び個人向け		6,532	261	6,396	255
抵当権付住宅ローン		800	32	772	30
不動産取得等事業向け		2,926	117	2,816	112
3ヶ月以上延滞等		316	12	298	11
取立未済手形		1	0	1	0
信用保証協会等による保証付		184	7	133	5
出資等		222	8	217	8
出資等のエクスポージャー		—	—	—	—
重要な出資のエクspoージャー		—	—	—	—
上記以外		992	39	1,284	51
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー		—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー		—	—	206	8
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー		—	—	275	11
上記以外のエクspoージャー		—	—	—	—
②証券化エクspoージャー		—	—	—	—
③複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産		—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	18	0
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	△29	△1
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額		—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクspoージャー		—	—	—	—
口. オペレーションル・リスク		1,670	66	1,656	66
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+口）		22,235	889	21,775	871

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「金融機関及び第1種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイト150%になったエクspoージャーのことです。

4. オペレーションルリスクは、当金庫は「基礎的手法」を採用しています。

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額		(単位：百万円)			
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)		エクspoージャーの額			
		平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し	
0		6,422			6,526
10		3,256			3,695
20	18,180	8	17,575	8	
35		2,287			2,206
50		65			64
75		9,408			10,208
100	499	9,815	399	9,513	
150		134			130
250					275
合 計	18,680	31,398	17,975	32,629	

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2.エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		(単位：百万円)					
信用リスク削減手法が適用された エクspoージャー		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
614	651	2,647	4,632	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

地域別の信用リスク エクspoージャー									(単位：百万円)	
信用リスク エクspoージャー期末残高										
貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフバランス取引									有価証券	3ヶ月以上延滞 エクspoージャー
国 内	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	—	—
48,726	48,878	23,641	23,864	8,132	8,906	867	764			
2,020	2,028	—	—	2,020	2,028	—	—			
50,746	50,906	23,641	23,864	10,153	10,935	867	764			

貸出金の残存期間別残高									(単位：百万円)	
平成24年度										
期間の定め のないもの		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計		
貸 出 金	2,405	4,199	4,263	3,322	2,331	2,290	4,589	23,402		
うち変動金利	272	—	2,035	1,890	1,594	1,911	4,374	13,184		
うち固定金利	2,133	—	2,227	1,432	737	378	215	10,217		
平成25年度										
期間の定め のないもの		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計		
貸 出 金	2,359	4,222	4,682	3,552	2,340	2,212	4,292	23,662		
うち変動金利	253	—	2,021	1,766	1,495	1,802	4,066	12,469		
うち固定金利	2,105	—	2,660	1,786	844	410	225	11,193		

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

## 定量的な開示項目

### 有価証券の残存期間別残高 (単位:百万円)

平成24年度

	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債		49	232	101	297	910		1,591
地 方 債		705	1,211	804		203		2,926
社 債		535	1,079	1,087	278	376		3,357
株 式	9							9
その他有価証券 (うち外国証券) (うち外国株式)	561						1,707	2,268
							(1,707)	(1,707)
合 計	570	1,290	2,523	1,993	576	1,491	1,707	10,153

平成25年度

	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債		221	107	0	300	997		1,626
地 方 債		1,000	499	499	399	799		3,200
社 債		332	1,568	679	51	1,079		3,713
株 式	9							9
その他有価証券 (うち外国証券) (うち外国株式)	188	1,000	202	101			707	2,199
		(1,000)					(707)	(1,707)
合 計	197	2,555	2,378	1,280	751	2,876	707	10,748

### 派生商品取引及び長期決済取引相手のリスク

【該当ありません】

### 証券化エクスポージャーに関する事項

【該当ありません】

### 子会社株式及び関連会社法人等株式の貸借対照表計上額

【該当ありません】

### 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの業種別内訳 (単位:百万円)

業種区分	平成24年度		平成25年度	
	貸出先数	貸出金残高	貸出先数	貸出金残高
製 造 業	7	148	7	143
農 業、 林 業	1	8	2	8
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	9	152	7	129
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵便業	1	3	3	5
卸 売 業、小 売 業	17	210	14	106
金融業、保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	1	28	1	28
物 品 貸 貸 業	1	1	1	1
学術研究、専門・技術サービス業	1	10	1	10
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	8	182	9	192
生活関連サービス業、娯楽業	2	8	4	19
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—
その他のサービス業	5	14	2	9
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個 人	25	98	24	107
合 計	78	867	75	764

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等													(単位：百万円)	
	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	目的使用				その他									
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度		
製造業	121	143	143	156	—	—	121	143	143	156	—	0		
農業、林業	10	8	8	8	—	—	10	8	8	8	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	146	119	119	106	51	15	95	104	119	106	1	3		
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	3	10	10	6	—	—	3	10	10	6	—	—		
卸売業、小売業	155	170	170	77	—	88	155	82	170	77	0	—		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	28	28	28	28	—	—	28	28	28	28	—	—		
物品賃貸業	2	2	2	3	—	—	2	2	2	3	—	—		
学術研究・専門・技術サービス業	10	10	10	9	—	—	10	10	10	9	—	—		
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
飲食業	78	85	85	116	—	—	78	85	85	116	0	0		
生活関連サービス、娯楽業	0	12	12	12	—	—	0	12	12	12	—	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—		
その他のサービス業	3	14	14	22	—	4	3	10	14	22	—	0		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	45	58	58	51	5	2	40	56	58	51	0	0		
合計	607	667	667	601	57	111	550	556	667	601	1	5		

(注) 業種別区分は日本標準産業区分の大分類に準じて記載しております。

出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額					(単位：百万円)			
出資等エクspoージャー	売却額		(売却益)		(売却損)		株式等償却	
	平成24年度		(23)		(-)			
	平成25年度		(3)		(-)			

### 出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額等

その他有価証券で時価のあるもの

区分	平成24年度					平成25年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	(うち益)	(うち損)	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	(うち益)	(うち損)
上場株式等	—	—	—	(-)	(-)	—	—	—	(-)	(-)
その他の証券	461	531	69	(76)	(7)	461	579	117	(121)	(4)
合計	461	531	69	(76)	(7)	461	579	117	(121)	(4)

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記その他は、投資信託等です。

その他有価証券で時価のないもの等

区分	平成24年度					平成25年度				
	上場株式等	非上場株式等	その他の証券	計	合計	上場株式等	非上場株式等	その他の証券	計	合計
上場株式等					158					158
非上場株式等					9					9
その他の証券					30					30
合計					197					197

(注) 上場株式等は、信金中央金庫の出資金です。

# 定量的な開示項目

## 銀行勘定の金利リスク

【運用勘定】		金利リスク量		【調達勘定】		金利リスク量	
		平成24年度	平成25年度			平成24年度	平成25年度
貸 出 金		84	87	定 期 性 預 金		44	7
有 価 証 券		68	74	要 求 性 預 金		25	5
預 け 金		22	5	そ の 他		—	—
そ の 他		—	—	調 達 勘 定 合 計		69	13
運 用 勘 定 合 計		175	167				
銀行勘定の金利リスク		105	154				

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が金利ショックによりどれくらいリスク量が発生するかを見るものです。  
当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値(保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額)として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求性預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金・当座預金等の残高の50%相当額を平均2.5年として、リスク量を算出しております。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量から調達勘定の金利リスク量を控除して算出します。  
銀行勘定の金利リスク(154百万円)=運用勘定の金利リスク量(167百万円)-調達勘定の金利リスク量(13百万円)

## 信用集中リスク(26年3月期)

		(単位:百万円)	
自 己 資 本 ( A )	1,580	リス ク・アセ ット ( D )	21,775
大 口 要 管 理 先 以 下 非 保 全 額 ( B )	—	自 己 資 本 比 率	7.25%
信 用 集 中 リ ス ク が 顕 在 化 し た 場 合 の 自 己 資 本 ( C ) = ( A ) - ( B )	1,580	信 用 集 中 リ ス ク が 顕 在 化 し た 場 合 の 自 己 資 本 比 率 ( C ) / ( D )	7.25%

バーゼルⅢの第2の柱で定義されている信用集中リスクは、大口与信先のうち、要管理先以下(要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)のものに対する債権の非保全額(個別貸倒引当金を除く)の一定額が損失となった場合であり、その場合に現状の自己資本比率に与える影響を測ることが求められています。  
当金庫では、非保全額の一定額ではなく全額が損失となるケースで算出していますが、大口要管理先以下非保全額は該当がありませんので26年3月期自己資本比率は7.25%から変動しません。国内だけで営業する金融機関に求められている自己資本比率4%を上回っているため、経営の継続に与える影響は僅少であるといえます。

## 役職員の報酬体系

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。なお、当金庫は全役員に対して賞与は支給しておりません。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

#### (2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)	
区 分	支 払 総 額

対象役員に対する報酬等

55

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」47百万円、「退職慰労金」7百万円となっております。  
「退職慰労金」は、當年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と當年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成25年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成25年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成25年度に對象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成25年度において対象役員が受けれる報酬額と同等以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# 開示項目一覧

## ■ 信用金庫法施行規則第132条に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
(1) 事業の組織	19
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	19
(3) 事務所の名称及び所在地	21
2. 金庫の主要な事業の内容	3
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	7
①経常収益	7
②経常利益	7
③当期純利益	7
④出資総額及び出資総口数	7
⑤純資産額	7
⑥総資産額	7
⑦預金積金残高	7
⑧貸出金残高	7
⑨有価証券残高	7
⑩単体自己資本比率	7
⑪出資に対する配当金	7
⑫役員数	7
⑬職員数	7
⑭会員数	7
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	
①主要な業務の状況を示す指標	27
②預金に関する指標	27～28
③貸出金等に関する指標	28～29
④有価証券に関する指標	29～30
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) 法令等遵守の体制	10
(2) 反社会的勢力に対する基本方針	11
(3) リスク管理の体制	12
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	23～26
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	13～14
①リスク管理債権の状況	13
破綻先債権・延滞債権・3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権	13
②金融再生法開示債権	14
(3) 自己資本の充実の状況	36
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	30
①有価証券	30
②金銭の信託	30
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	30
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	30
(6) 貸出金償却の額	30
(7) 会計監査人の監査報告書謄本	26
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	40
■「自己資本の充実の状況について」	32



 都城信用金庫

おかげさまで創立 113 周年を迎えます

〒885-0072 宮崎県都城市上町6-10

TEL 0986-23-2880

URL <http://www.miyakonojoshinkin.jp/>